

第2章

養護者による高齢者虐待の対応

1 高齢者虐待の予防

(1) リスク要因を有する家庭への支援

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合って起こります。発生要因としては、以下の表のようなものが考えられますが、これらは高齢者や養護者・家族の生活状況や虐待のリスクを見極めるための重要な指標となります。

虐待の主なリスク要因

被虐待者側の問題	虐待者側の問題	その他の問題
<ul style="list-style-type: none"> ・加齢や怪我によるADL（日常生活自立度）の低下 ・認知症の発症、悪化 ・パワレス状態（無気力状態） ・疾病、障害がある ・要介護状態 ・判断力の低下、金銭の管理能力の低下 ・言語コミュニケーション機能の低下 ・過去からの虐待者との人間関係の悪さ、希薄、孤立 ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・養護者との依存関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・パワレス状態（無気力状態） ・介護や家事に慣れていない ・収入不安定、無職 ・金銭の管理能力がない ・借金、浪費癖がある ・依存症（アルコール、ギャンブル等） ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ ・性格的な偏り ・相談者がいない ・認知症に関する知識がない（高齢、障害に対する無理解） ・介護負担による心身、経済的なストレス ・養護者自身の疾病、障害 ・介護や介護負担のためのサービスを知らない ・親族関係からの孤立 	<ul style="list-style-type: none"> ・親族関係の悪さ、孤立 ・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など） ・介護の押し付け ・暴力の世代間、家族間連鎖 ・家屋の老朽化、不衛生 ・近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・人通りの少ない環境 ・地域特有の風習、ならわし ・高齢者に対する差別意識 ・認知症や疾病、障害に対する偏見

もちろん、多くのリスク要因を有する家庭で直ちに高齢者虐待が起こるわけではありませんが、高齢者や養護者の心身の状況や生活状況を適切に見極めながら、支援・見守りを行

うことが重要です。リスク要因に対し、適切かつ積極的な支援を行うことで、高齢者虐待の発生を未然に防ぐことが可能になると考えられます。

(2) 養護者に対する支援

リスク要因を有する家庭を把握した場合には、その要因を分析し、養護者に対し適切な支援を行うことで、高齢者に対する虐待を未然に防ぐことが可能になります。

具体的には、17ページの「5 養護者(家族等)への支援」の項目を参照してください。

(3) 高齢者虐待の啓発

高齢者虐待の発生を予防するためには、住民が高齢者虐待に関する正しい知識と理解を持ち、虐待を発生させない地域づくりが求められます。

高齢者虐待は、特定の人や家庭で起こるものではなく、どここの家庭でも起こりうる身近な問題です。特に、認知症の高齢者を介護する養護者・家族等にとっては親や配偶者が認知症になったという事実を受け入れることができない、あるいは認知症によって引き起こされる言動に対してどうして良いかわからないなど、混乱を招きやすい状況があります。

また、認知症の高齢者自身も、養護者・家族等の言うことが理解できず、場合によっては叩いたり怒鳴るなどの行為に至ってしまうこともあります。

高齢者虐待については、高齢者本人とともに養護者・家族等に対する支援も必要であるということを、住民や地域に広く理解してもらう必要があります。市の出前講座で、高齢者虐待についてのメニューもございますので、ぜひご活用ください。

(4) 認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発

(3)でも触れましたが、養護者・家族等が認知症を理解できず、又は受け入れることができずに対応してしまうと、認知症状の悪化につながる場合もあります。また、養護者・家族等に認知症に対する正しい認識がないために、必要な医療や介護を受けられないこともあります。養護者の支援のためにも必要なサービスの利用につなげることが求められます。

そこで、認知症高齢者に対する正しい知識や介護方法などについて、養護者・家族等や地域住民に理解がなされるような取組が必要となってきます。市では認知症に関する研修会の開催や出前講座で認知症サポーター養成講座を行っています。

その他、介護負担の軽減や居場所づくり、認知症介護に関する身近な相談窓口として、認知症家族会の「ほっとする会」や認知症カフェ「オレンジカフェ」の開催支援を行っています。詳細は地域包括支援センターまでお問い合わせください。

2 養護者による高齢者虐待対応フローチャート

黄色 は関係機関等、水色 は主に市、緑色 は各関係機関で協力して対応します。

発見・相談・通報

- ・虐待を受けた高齢者本人からの届出
- ・虐待発見者からの相談、通報など

関係機関

確認・判断・方針決定

地域包括支援センター（長寿あんしん課）

<コアメンバー会議>

- ・緊急性の判断
- ・事実確認、虐待における有無の判断、虐待発生要因の分析
- ・目標、支援方針の決定

状況に応じ、適切なものを選択して介入します

- 【立入調査】
※必要な場合は警察に援助を要請
- 【高齢者の保護】
- 【やむを得ない事由による措置】
- 【面会の制限】
- 【成年後見制度の市町村長申立】

対応

関係機関

支援の実施

評価

虐待が解消していない場合

虐待が解消された場合

虐待の終結

ポイント

- ・行為に至った理由、当事者の自覚の有無は関係ありません。
- ・虐待かどうかを自己判断せず、まずは相談しましょう。
- ・通報者が特定されたり、不利益を被ることはありません。

- ・虐待における有無の判断は市で行います。
- ・支援方法は関係者を含め協議し、役割分担を行います。
- ※状況に応じ、関係機関からメンバーを参集し、虐待ケース会議を開催します。

地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護サービス事業所等の関係機関が連携しながら支援を行います。

虐待が解消された場合は、虐待対応を終了しますが、状況に応じて他の権利擁護対応や養護者支援を継続します。

3 各機関の基本的な役割とフローにおける対応の分担

◎～主で対応すべきことや強く期待されること

○～協力や対応が期待されること

△～必要に応じて協力や対応が求められること

機 関	内 容	発見 相談 通報	事実確認 虐待判断	方針 決定	対応 支援
①地域包括支援センター	高齢者虐待の通報・届出に基づき、高齢者の安全確認及び事実確認のための調査を実施するとともに、関係機関と対応について協議し、虐待終結に向けて対応します。	◎	◎	◎	◎
②長寿あんしん課	通報・届出に基づき、地域包括支援センターと緊急性の判断や高齢者虐待の有無について検討し、適切に措置等の行政権限を行使します。	◎	◎	◎	○
③健康づくり課	保健師は日頃から保健活動等で、家庭訪問する機会があり、専門的知見により家庭の状況を把握します。	◎	△	△	○
④稚内市福祉事務所 (社会福祉課)	生活保護の相談に応じ、生活保護の受給者に対しては、自立に向けて必要な指導や助言を行います。特に生活困窮が虐待の要因になっていることも多く、虐待のサインを見逃さないよう、家庭の状況を注意深く観察することが求められます。	◎	△	△	○
⑤在宅介護支援センター	在宅の高齢者や家族に対し総合的な相談に応じ、各種の保健福祉サービスを総合的に受けられるように長寿あんしん課や地域包括支援センターと連携します。	◎	△	△	○
⑥居宅介護支援事業所 (ケアマネジャー)	高齢者や養護者双方の状態を理解しており、相談役とともに虐待にいち早く気づくことが期待されます。サービス事業所等と連携し、適切に相談や通報につなげることが必要です。虐待が見られた場合は、ケアマネジメントに反映し、必要に応じてケアプランの変更も行います。	◎	△	△	○

⑦介護保険サービス事業者	<p>日常の業務の中で、高齢者虐待のサインを見逃さないよう、常に注意深く高齢者や家族の状況を観察します。</p> <p>虐待の疑いがあるケースを発見した場合は、速やかにケアマネジャーに報告します。また、地域包括支援センターに相談や通報をします。</p>	◎	△	△	○
⑧医療機関	<p>医療機関には、診療を通して不審な怪我やアザ等を把握したり、高齢者本人や家庭の変化に気づくことが期待されます。医師は、高齢者虐待の通報（努力）義務者として、早期発見に大きな役割を担います。</p>	◎	△	△	○
⑨民生委員	<p>民生委員は高齢者世帯の実態調査を行っており、日頃から家庭の様子等を把握しています。介護が必要な高齢者世帯やグレーゾーンの世帯が地域から孤立しないように見守ったり、地域包括支援センター等の相談機関につなげます。</p>	◎	△	△	○
⑩社会福祉協議会	<p>地域福祉の要として保健・医療・福祉・その他町内会との連携を図り、地域の支え合いの活動をしています。</p>	◎	△	△	○
⑪保健所	<p>保健所は、精神保健・難病対策等の専門相談などを行っており、管轄内市町村において、精神障害や難病等が絡んだ虐待事例が発生した場合は、保健センター等に対し助言や支援を行います。</p>	◎	△	△	○
⑫警察	<p>生活安全に関する相談などを受け、地域での見回りや見守りを行います。虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、稚内市長へ高齢者虐待事案通報票を発出し、通報します。</p> <p>また、市が立入調査をする際、市の援助要請を受けて、円滑な調査ができるよう同行します。</p>	◎	○	△	○
⑬地域住民	<p>近所で虐待を受け、又は受けている恐れのある高齢者を発見した時は、その情報を民生委員又は、地域包括支援センターへ通報します。また、在宅介護チームの一員として、安否確認や見守り活動を行うことなども期待されています。</p>	◎	△	△	△

4 高齢者虐待の早期発見・相談・通報

虐待をしている養護者本人には虐待をしているという認識がない場合が多く、また虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばう、知られたくない思いや忘れてしまうことがあるため、虐待の事実を訴えにくく、家庭内における高齢者虐待は発見しにくい状況にあります。

虐待を早期に発見し問題の深刻化を防ぐためには、近隣住民をはじめ、民生委員や自治会などの地域組織、介護保険サービス事業者等の関係者が高齢者虐待に対する認識を深め、虐待の兆候に気づくことが大切です。

高齢者虐待が疑われる場合のサインを「高齢者虐待発見チェックリスト」として掲載しましたので活用してください。(資料編54ページ)。これらのうち複数の項目にあてはまると虐待の可能性が高くなります。ただし、ここに記載したサインはあくまでも例示であり、他にも様々なサインがあることを踏まえておく必要があります。

また、「虐待だから知らせよう」と思うとつい、「これは虐待なのか…」と悩んでしまいます。「虐待が起こりそうだから言うておこう」「虐待になる前に相談しよう」と考えましょう。

< 稚内市の高齢者虐待に関する相談窓口 >

☆稚内市地域包括支援センター ☎ 23-8585

☆稚内市長寿あんしん課 ☎ 23-6458

※夜間緊急時は稚内市役所(23-6161)までご連絡ください。

(1) 高齢者虐待の相談・通報・届出

① 通報義務

高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は速やかに、これを市町村に通報しなければならないとされています(法第7条)。

相談や通報については、高齢者虐待において着目すべき点(10ページ)も参考にして下さい。なお、通報に関しては「通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない」と定められており、通報又は届出をした方が特定されることはありません(法第8条)。

② 通報努力義務

①以外の場合でも高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならないとされています(法第7条)。

「虐待だから通報しよう」と考えてしまうと「これは虐待だろうか」と悩んでしまい、結果、相談や通報につながるのが遅れてしまいます。虐待として対応が必要かどうかは、通報者に判断を求めるのではなく市が判断しますので、「高齢者にとって不適切な状況」や「判断に迷う状況」と感じた時を相談や通報の時期と捉えるようにしてください。

③高齢者虐待防止法の意義

高齢者虐待防止法では、高齢者の権利を護ることを目指しており、虐待をした養護者を処罰することを目的とはしていません。相談、通報することで養護者を犯罪者にしてしまうと考えがちですが、養護者の支援を法律のタイトルにも掲げており、高齢者のみではなく養護者自身も支援の対象とし虐待を解消できるように対応していきます。

また、市では「虐待がある」と判断した事例すべてにおいて「これは虐待である」と高齢者本人や養護者に伝えるわけではありません。「虐待の判断」＝「虐待と伝える」ではなく、現在の状況を虐待と捉え、社会的支援を組み立てなおす必要があると捉えています。

5 行政権限の行使等

(1) 立入調査

高齢者の生命又は身体に関わる事態が生じているおそれがあるにもかかわらず、調査や介入が困難な場合には、緊急的な対応措置として行政権限で認められている立入調査の実施について検討します（法第 11 条）。

また、立入調査の際には必要に応じて、高齢者の居住地を管轄する警察署長に対して援助を求めます（法第 12 条）。

(2) 高齢者の保護

①養護者との分離

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておく重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討します。

また、これによって、高齢者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

②やむを得ない事由による措置

サービス利用契約を結ぶ能力に欠ける認知症高齢者である場合や、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合などについて、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るためには、適切に「やむを得ない事由による措置」の適用を検討します（法第 9 条）。

このことにより、市長が職権により介護保険サービスを利用させることができます。
利用できるサービスは以下のとおりです。

やむを得ない事由による措置のサービス種類

- | | | |
|--------------|---------------|------------|
| ・訪問介護 | ・通所介護 | ・短期入所生活介護 |
| ・小規模多機能型居宅介護 | ・認知症対応型共同生活介護 | ・特別養護老人ホーム |

③養護老人ホームへの措置

なお、老人福祉法上の「やむを得ない事由による措置」ではありませんが、養護老人ホームに措置することもあります。

④虐待を受けた高齢者の措置のために必要な居室の確保

市町村は、養護者による虐待を受けた高齢者について、老人福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講じます（法第 10 条）。

○居室の確保等

高齢者虐待防止法に規定する「居室を確保するための措置」としては、施設によってベッドの空き状況などが異なることから、関係機関の理解や協力をいただきながら対応していきます。介護報酬の取扱いとして、介護老人福祉施設が高齢者虐待に係る高齢者を入所させた場合には、定員を超過した場合でも減算の対象とはなりません。

（3）面会の制限

老人福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」がとられた場合、市町村長や養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者と高齢者の面会における制限について検討します（法第 13 条）。

○施設側の対応について

高齢者虐待防止法では、養介護施設長も面会を制限することができるとありますが、その際には事前に市長と協議を行うことが望ましいと考えられます。

入所施設に養護者から直接面会の要望があった場合の施設職員の基本的な対応としては、養護者に対して、市職員に面会の要望について連絡し判断をあおぐ旨を伝え、施設単独での判断は避けるようにします。最終的な責任を負う市が判断し、施設は措置された高齢者の生活を支援するという考え方で役割分担が必要となります。

○契約入所や入院等の場合

虐待を受けた高齢者が、「やむを得ない事由による措置」ではなく、契約による施設

入所や医療機関に入院した場合、高齢者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていません。しかし、このような場合でも、養護者と面会することによって高齢者の生命や身体の安全や権利が脅かされると判断される場合には、前述の通り虐待対応の一環として、市長と施設長等が十分に協議し、一定の基準に従って施設管理権による面会制限を行うことができます。養護者に対して高齢者が面会できる状況にないことを伝え、説得するなどの方法で面会を制限することが必要となります。

6 養護者（家族等）への支援

(1) 養護者（家族等）支援の意義

高齢者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが求められています（法第14条）。

高齢者虐待事例への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要です。

高齢者が重度の要介護状態にあったり、養護者に認知症に対する正しい理解や介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態にあるなど、高齢者虐待は様々な要因が絡み合って生じていると考えられます。そのため、これらの要因をひとつひとつ分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、高齢者に対する虐待も予防することができると考えられます。

虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する観点が必要です。養護者に対する支援を行う際には、以下の視点で、必要に応じ関係機関の協力をいただきながら対応していきます。

①養護者との間に信頼関係を確立する

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努めます。

②介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

国の対応状況等調査結果では、養護者による高齢者虐待の主な発生要因が「介護疲れ・介護ストレス」となっていることから、介護保険サービスや各種地域資源の利用を勧めたり、介護方法の助言や家族会への参加を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。

③養護者自身の抱える課題への対応

養護者が虐待発生の要因と直接・間接に関係する疾患や障害、経済状況等の生活上の課題を抱えている場合や虐待が解消した後も養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関につなぎ、支援が開始されるよう働きかけを行います。

7 財産上の不当取引による被害の防止

(1) 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

市町村は、養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関係機関を紹介します（法第 27 条）。

【相談窓口】

○稚内市消費者センター

TEL：(0162) 23-4134

(平日) 10:00~16:00 (ただし、祝祭日は除く)

所在地：稚内市中央 4 丁目 16 番 2 号 稚内市保健福祉センター 2 階

○稚内市無料法律相談

市民の皆さんの法律に関する悩み事の解決を図るため、旭川弁護士会から弁護士を招いて「無料法律相談」を実施しています。相談受付は予約制となります。

TEL：(0162) 23-6413 稚内市役所 暮らし環境課

○日本司法センター 法テラス

TEL：0570-078374

(平日) 9:00~21:00 (土曜日) 9:00~17:00

問い合わせの内容に合わせて、解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体などの関係機関の相談窓口を法テラス・サポートダイヤルや全国の法テラス地方事務所にて、無料で案内しています。(情報提供義務)。

また、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替を行っています(民事法律扶助義務)。

(2) 成年後見制度の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合には、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用も含めた対応を検討します。

8 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用

(1) 成年後見制度

①制度の概要

成年後見制度は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない本人に代わり、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の財産管理や福祉サービスの利用契約締結などの身上保護を行う制度です。

高齢者虐待への対応に関しても、認知症等によって高齢者本人の判断能力が不十分な状態の場合には成年後見制度の活用が一つの有効な支援手段となります。

②市長申立

高齢者虐待防止法でも、適切に市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求を行うことが規定されています（法第9条）。

成年後見制度は、判断能力の不十分な者を保護し支援するために有効ですが、周知がされていない、利用につなげるための取組が積極的に行われていない等の理由により制度の利用は十分とはいえませんでした。こうした点を踏まえ、高齢者虐待防止法には、成年後見制度の周知・普及を図ることも規定されています。

緊急性が高いと判断される場合は、審判前に本人の財産を保全したり、本人が不利益行為を行った時に取消権を行使するなど、審判前の保全処分を検討します。

(2) 日常生活自立支援事業

①制度の概要

日常生活自立支援事業とは、判断能力が十分でないために、適切な福祉サービスを受けることができない方のために、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを行い、地域で自立した生活が送られるように支援する制度です。

②対象者

- ・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい等のある方で判断能力が十分でない方
- ・「在宅で生活している方」「在宅で生活する予定の方」

※北海道では平成28年4月以降は、今まで在宅と考えていた「グループホーム」や「高齢者住宅」、「老人保健施設」等については対象外となりました。

詳細は、事業を実施している稚内市社会福祉協議会にお尋ね下さい。